

全業種にわたる 労働災害防止推進運動実施中

最新の名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況をお知らせします。

【災害の現状】

- 北監督署管内で令和4年2月に報告された労働災害発生件数は54件でした。うち1件が死亡災害です。
- 労働者を雇い入れたとき、また労働者の作業内容を変更したときには「雇い入れ時安全衛生教育」を実施しましょう。

業務に必要な資格を確認しましょう!

職長教育・安全衛生推進者・衛生推進者・各種技能講習・特別教育など。
紛失した資格証は再発行の手続きを!

名古屋北労働基準監督署の労働災害発生状況

(件)

業種	令和4年 2月受付件数	R4年1月~R4年12月 発生件数	去年同期 令和3年2月	去年同期との比較
製造業	4	11	21	-10
建設業	3	6	10	-4
運輸交通業	10	18	11	7
貨物取扱業	1	5	1	4
商業	11	15	9	6
保健衛生業	2	2	3	-1
接客娯楽業	7	8	9	-1
清掃・ビルメン業	4 (1)	5 (1)	8	-3
その他の事業	12	19	14	5
合計	54 (1)	89 (1)	86	3

※()内は死亡者数を内数で表しています。労働災害発生状況は、後日修正される場合があります。

無災害記録証授与制度のご案内

無災害記録証授与制度

厚生労働省では、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、無災害記録証を授与しています。これは無災害であった労働時間数に応じて、第1種から第5種まで5段階の無災害記録証を授与できる制度で、事業場からの申請に基づいて厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証が授与されます。無災害であった労働時間数は業種によって異なることのほか、労働者数が100名未満か、以上であるかによっても異なります。

申請・お問い合わせは、名古屋北労働基準監督署安全衛生課（☎052—961—8654）まで。

中小企業無災害記録証授与制度

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。表彰の対象となる事業場は、中小企業に属し、労働者が10人以上100人未満の事業場です。無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あります。

申請・お問い合わせは、中央労働災害防止協会愛知県支部（☎052—221—1439）まで。